

新

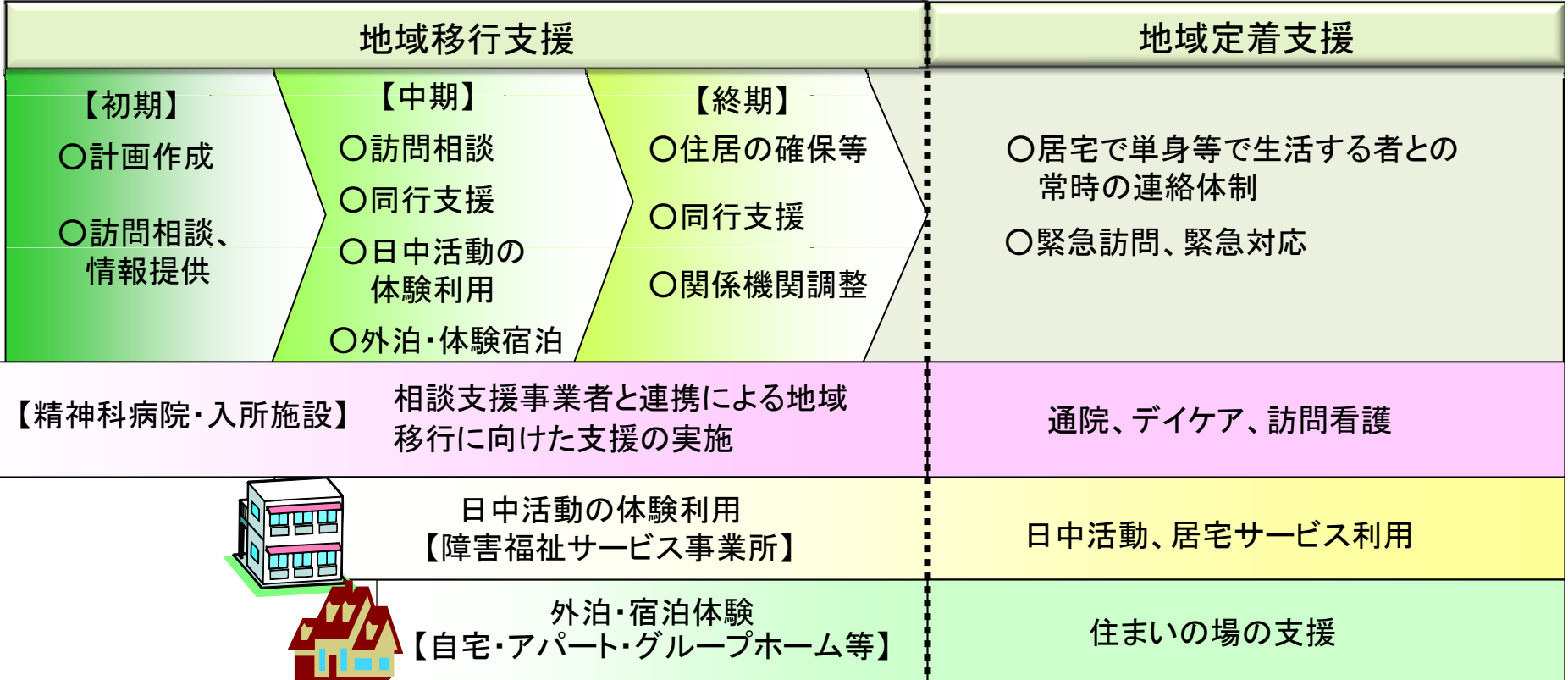
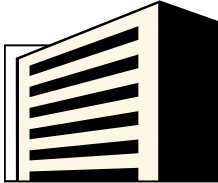
地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

- ・事業の対象者への周知
- ・意向の聴取等
- ・対象者選定



相談支援事業者へつなげる



自立支援協議会によるネットワーク化

市町村 ・ 保健所 ・ 精神保健福祉センター ・ 福祉事務所 ・ 障害福祉サービス事業所 ・ 障害者就業・生活支援センター 等

※ 精神障害者の退院促進支援事業の手引き(平成19年3月日本精神保健福祉士協会)を参考に作成

新

「地域移行支援」の流れ（イメージ）

初期段階

- 地域移行支援計画の作成（利用者の具体的な意向の聴取や、精神科病院・入所施設等の関係者との個別支援会議の開催等を踏まえて作成）
- 対象者への地域生活移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等（信頼関係構築、退院に向けた具体的イメージ作り）

中期段階

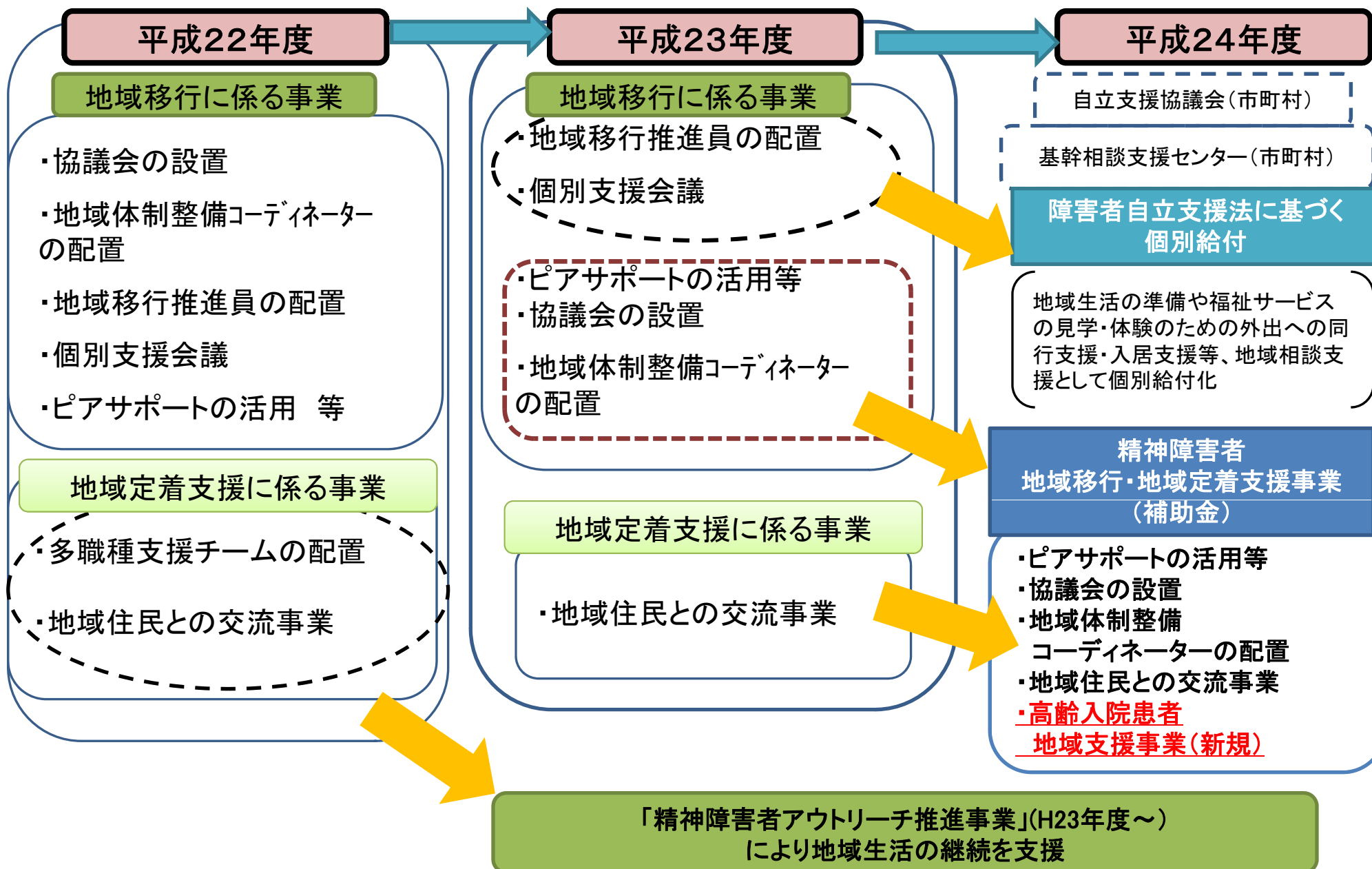
- 対象者への訪問相談（不安や動機づけの維持のための相談）
- 同行支援（地域生活の社会資源や公的機関等の見学、障害福祉サービス事業所の体験等）
- 自宅への外泊、一人暮らしやグループホーム等の体験宿泊
- 関係機関との連携（精神科病院・入所施設等との個別支援会議開催や調整等）

終期段階

- 住居の確保等の支援（退院・退所後の住居の入居手続きの支援）
- 同行支援（退院・退所後に必要な物品の購入、行政手続き等）
- 関係機関との連携・調整（退院・退所後の生活に関わる関係機関との連絡調整）

新

平成24年度「精神障害者地域移行・地域定着支援事業(補助金)」の概算要求について



新

精神障害者の地域移行・地域定着に係る都道府県・保健所の役割について

都道府県及び保健所は、精神障害者の地域移行・地域定着に向けた支援について、市町村、精神科病院、関係機関等への協力及び連携等の役割を担う。

【都道府県】

- ・障害福祉計画に係る入院中の者に係るサービス量の見込について保健所及び市町村等に提示。
- ・地方精神保健福祉審議会及び都道府県自立支援協議会を通じ、精神科病院や関係機関への地域移行・地域定着支援の推進に向けた働きかけを実施。
- ・一般相談支援事業者の指定権者として、地域相談支援に係る事業者の指導監督の実施等

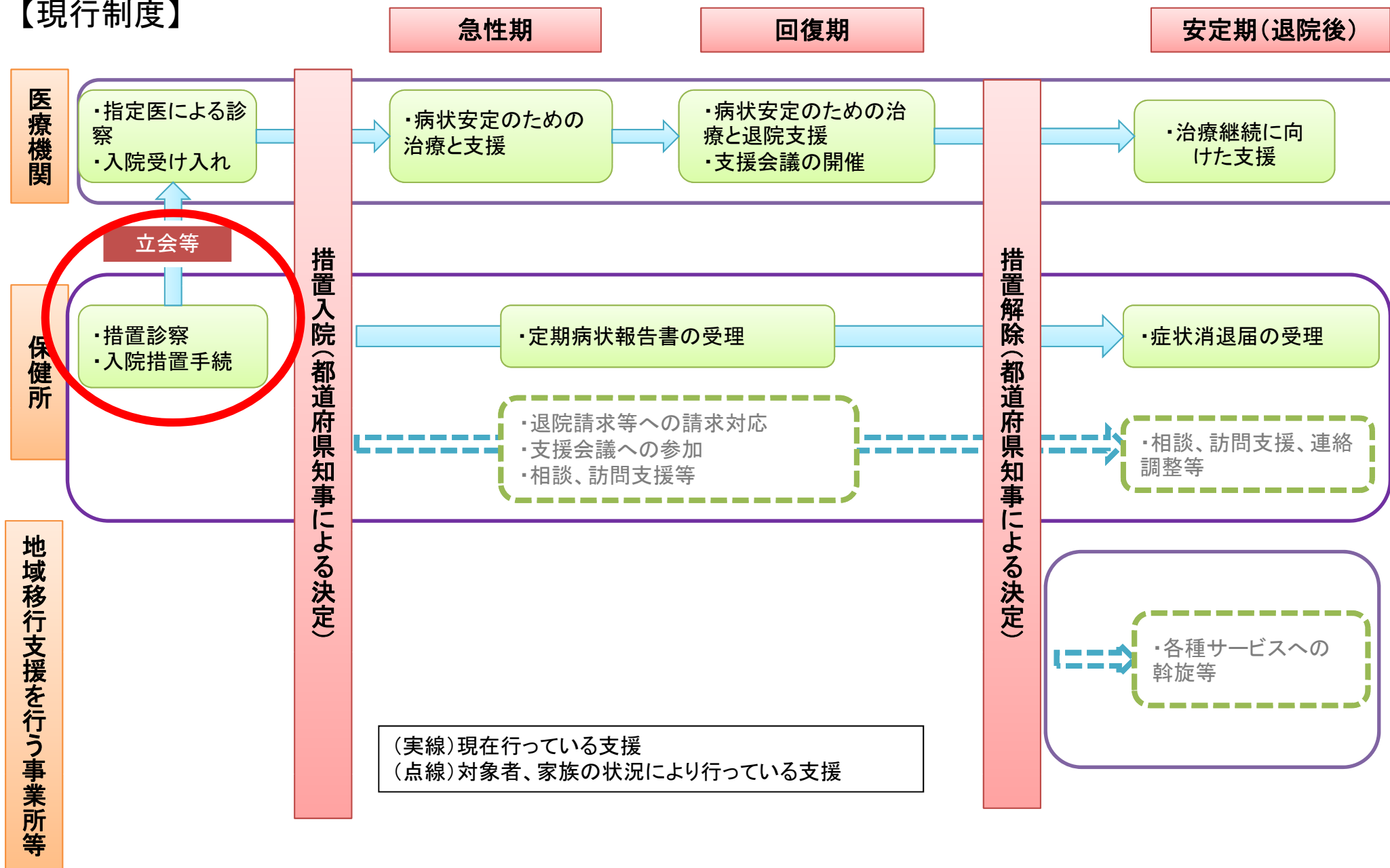
【保健所】

- ・精神障害者の地域移行・地域定着支援に向けた圏域内の調整及び連携推進、市町村、精神科病院及び関係機関に対しての積極的な働きかけ。
- ・自立支援協議会等のメンバーとしての参加及び協力。
- ・利用者の状況に応じ、保健師や精神保健福祉相談員等が、地域移行支援・地域定着支援を担当する者と共に、同行訪問及び精神科病院等への連絡調整。
- ・市町村に対する管内の精神障害者に係る状況(入院者数等)に係る情報提供等。

新

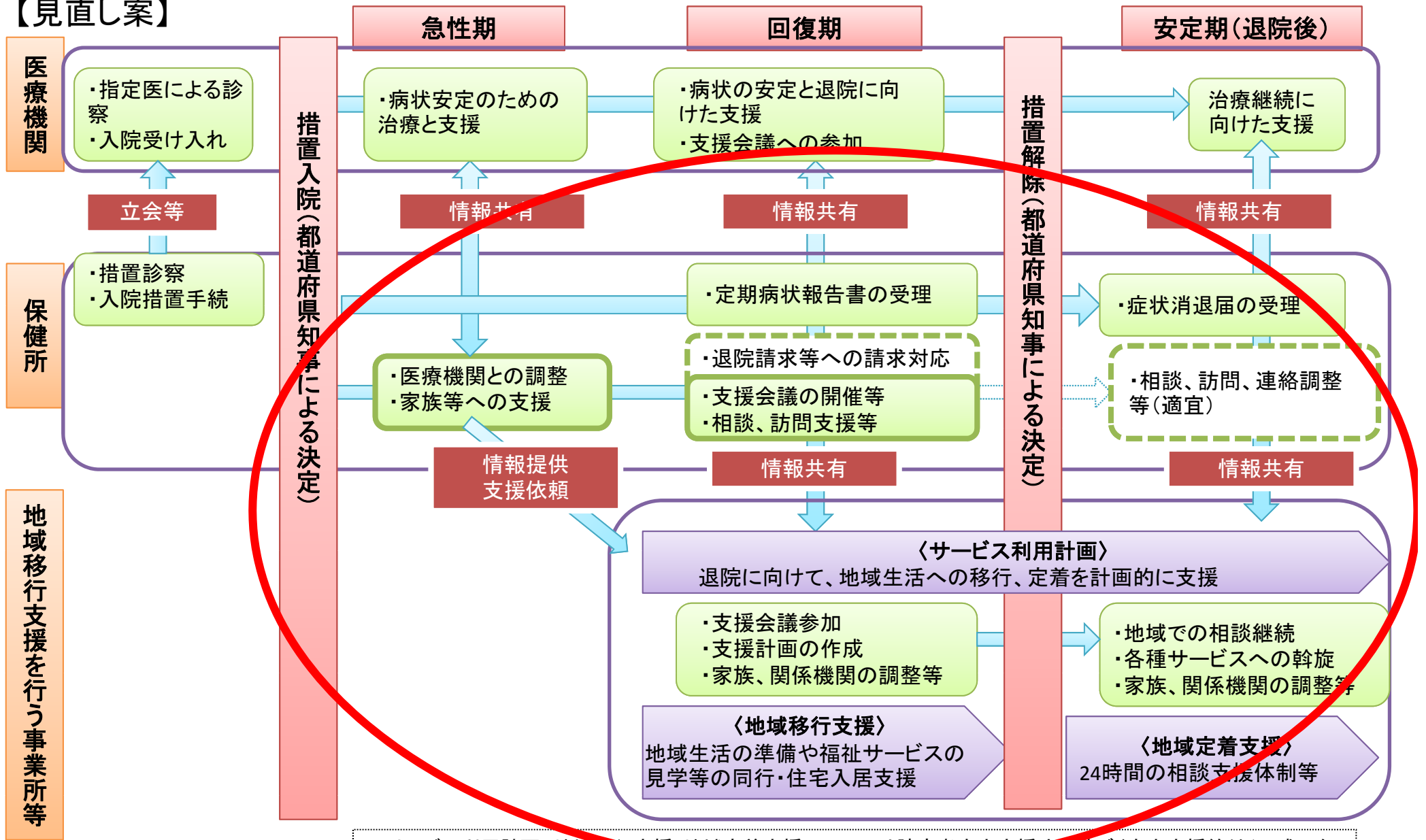
措置入院からの退院時の支援について①

【現行制度】



措置入院からの退院時の支援について②

【見直し案】



※サービス利用計画、地域移行支援・地域定着支援については障害者自立支援法に基づく自立支援給付(平成24年4月～)となり、相談支援専門員(PSW資格者等)等が対応。利用者の希望に応じて活用する。

医療保護入院からの退院時の支援について①

【現行制度】

急性期

回復期

安定期(退院後)

医療機関

- ・指定医による診察
- ・入院受け入れ

- ・病状安定のための治療と支援

- ・病状安定のための治療と退院支援
- ・支援会議の開催

- ・治療継続に向けた支援

保健所

医療保護入院(保護者による同意)

- ・入院届、定期病状報告書の受理

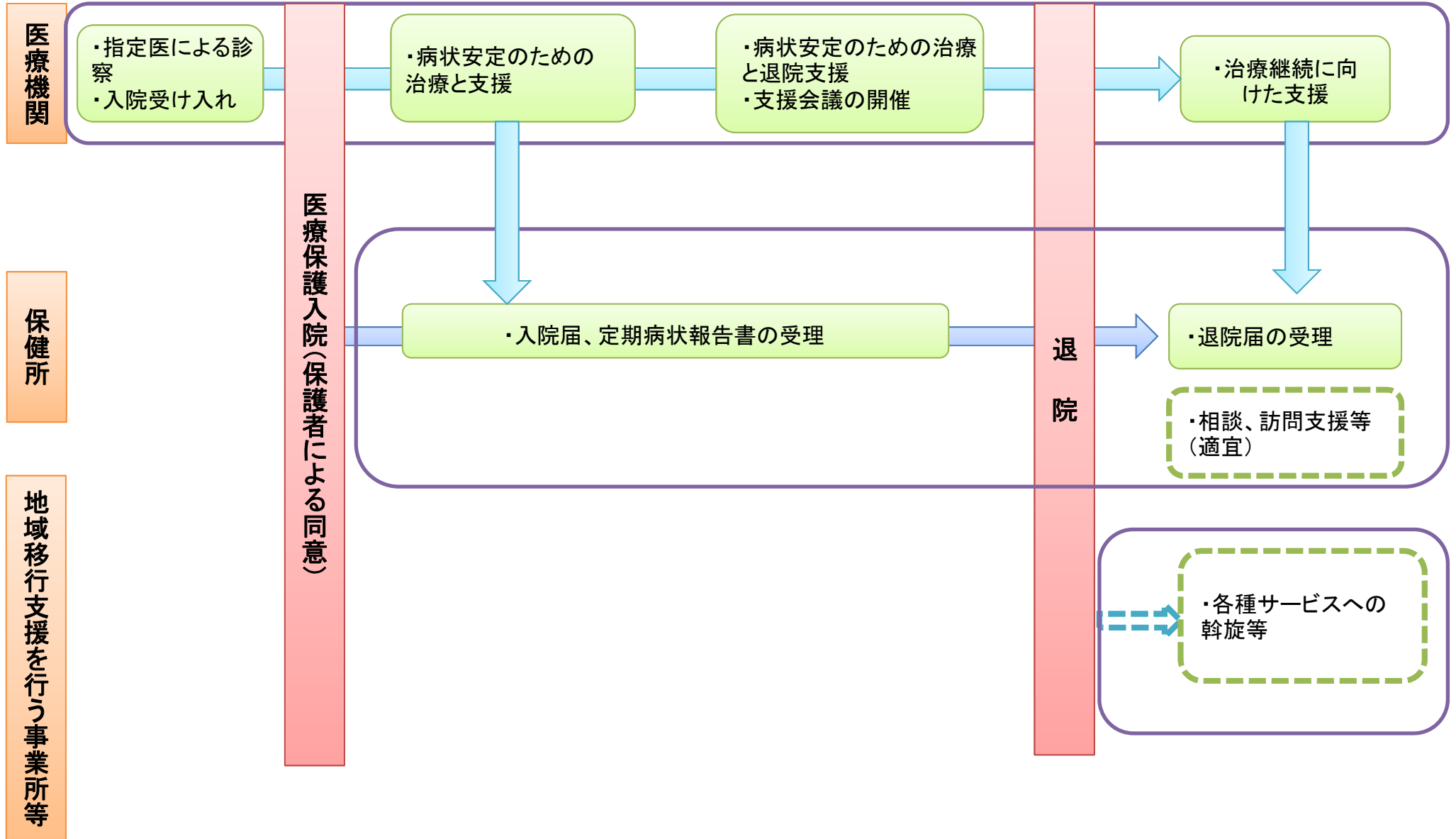
退院

- ・退院届の受理

- ・相談、訪問支援等(適宜)

地域移行支援を行う事業所等

- ・各種サービスへの斡旋等



医療保護入院からの退院時の支援について②

【見直し案】

